

免許登録後、ご希望に応じて発行している**登録済証明書について、令和4年2月21日から**厚生労働省のホームページで**オンラインで発行できるようになる予定**です。ぜひ、ご活用ください。

なお、登録済証明書の発行については、**従来通り葉書による申請も可能**です。

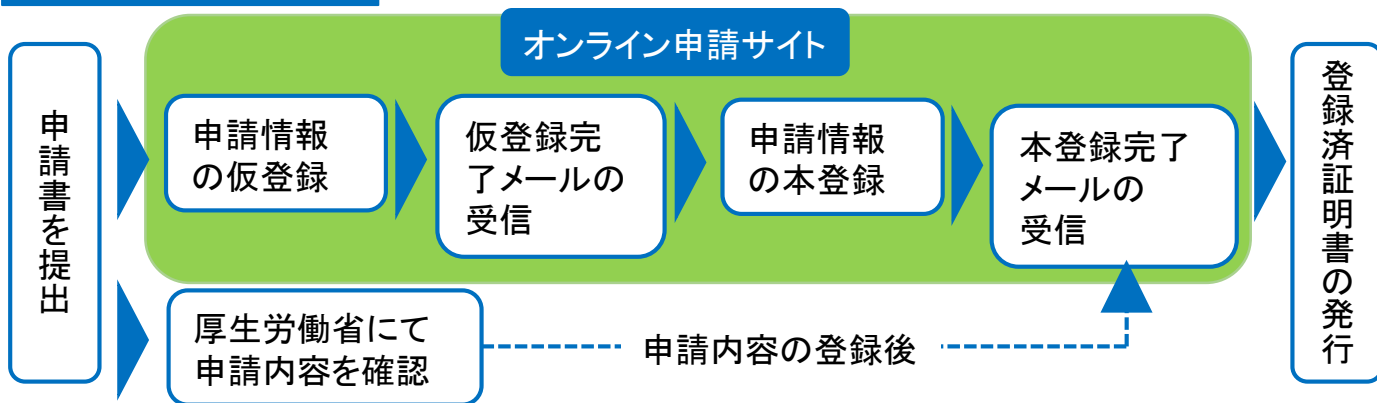
1. オンライン申請先

医師等免許登録確認システム

検索

<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>

2. オンライン申請手順



申請情報の仮登録

STEP1 該当する申請メニューを選択、情報を入力して仮登録

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時(氏名、本籍地等の変更)は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

仮登録完了メールの受信

STEP2 仮登録完了メールに記載されたURLにアクセス

申請情報の本登録

STEP3 仮登録完了メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

本登録完了メールの受信

・厚生労働省にて申請書の確認、登録後にオンライン申請サイトで仮登録されたメールアドレス宛にID・パスワードを記載された本登録完了メールが届きます。なお、免許申請手続きについては、厚生労働省が申請書を受付後、書類不備や欠格事由の該当有無等について審査を行った上で籍登録することになっており、この審査には一定の期間を要します。当メールは、これらの審査後に連絡が行くことになるため、お時間を有することをご承知おき願います。

(注)年度当初の新規免許申請の繁忙期には、**本登録完了のメールが届くまでに2ヶ月程度の時間を要する場合もございます。**

- ・本登録完了メールが届かない場合は、申請情報に誤りがある場合があるので、当オンライン申請サイトのお問い合わせフォーム(https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx)からお問い合わせください。

登録済証明書の発行

STEP4 本登録完了メールの受信後、登録済証明書を発行

- ・本登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、本登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力してください。
- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要となります。